

## グループホームあおぞら運営規定

### (目的)

第1条 この規定は、有限会社メディカルマーチンが設置運営する認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応共同生活介護事業（以下事業とする）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第 3 条
1. 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
  2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  3. 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  4. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
  5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称)

第 4 条 本事業所の名称は、グループホームあおぞらとする。平成 29 年 4 月改称  
(職員の人数及び職務内容)

第 5 条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名〔常勤・兼務〕  
管理者は事業の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1 名〔常勤または、兼務〕  
計画作成担当者は適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員  
昼間の時間帯は入居者 3 名に対して 1 名の介護職員を配置する。  
また、夜間は 1 名の介護職員を配置する。  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は1ユニット9名とする。

(介護の内容)

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

1. 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
2. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる事項については、別に利用料金の支払を受ける。

- ① 家賃相当分 43,000円/月
- ② 食費 1,800円/日  
(朝食450円・昼食550円・夕食600円・おやつ200円)
- ③ 水道光熱費 18,000円/月
- ④ 管理費 12,000円/月
- ⑤ その他日常生活において必要となる費用で、入居者が負担することが適当と認められる実費費用。
  1. 月の途中における入居または退去については、日割り計算とする。
  2. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2以上の要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
  1. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

2. 退去に際しては、利用者及び家族の同意を得た上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第 11 条
1. 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
  2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講ずる。

(苦情処理)

- 第 12 条
- 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第 13 条
1. 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
  2. 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(衛生管理)

- 第 14 条
1. 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
  2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第 15 条
- 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第 16 条
1. 非常災害が発生した場合、従業者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
  2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第 17 条.
1. 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
    - i 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
    - ii 経験に応じた研修 随時
  2. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
  3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、経営者及び管理者・計画作成担当者が協議の上、定めるものとする。